

さ情審査答申第206号
令和3年11月26日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成30年3月2日付けで貴委員会から受けた、「館岩少年自然の家新館増築工事に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等（メモを含む）一回目の入札から」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年12月20日付け教学館自第1148号によりさいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の適格を欠く申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

起案、收受等の文書の特定もれ、及びメール並びに課内で共有した内容のメモ等の特定がされていない。

議会で営繕課と連携して進めるという話もあり、記録等を作成していると

思い開示請求したが無いということだった。出たくない書類があるのではないか。途中経過の記録は残しておいたほうがいい。開示決定は単なる工程表を出してメモはないということだが、メモはしているだろう。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人の開示請求に対して、条例第2条第2号に該当する33件の行政文書を開示した。

館岩少年自然の家新館増築工事は、館岩少年自然の家、営繕課、設備課と連携して業務を進めている。開示を行った書類は課内等で検討、決定した書類であるが、決定するまでの過程で個人的に作成・保有していた記録等は決定した時点で破棄しており、本件開示請求時点では保有していない。

- 2 審査請求人は情報の開示を行った際、特定した情報に「起案收受等の文書の特定期間及びメール並びに課内で共有した内容のメモ等が特定されていない」として文書特定の瑕疵により本件処分は無効であると主張している。

しかしながら、打合せ記録等は庁内文書であり收受起案は行っておらず、審査請求人が主張する起案文書及びメール並びに課内で共有した内容のメモ等は存在していない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年11月30日に開示請求を行った「館岩少年自然の家新館増築工事に関して市長部局と教育委員会の打合せ記録等 1回目の入札から メモを含む」である。

これに対して実施機関は、該当すると考えられる文書を特定し開示決定を行ったところ、審査請求人は、文書の特定に瑕疵がある、他にもメール並びに課内で共有した内容のメモ等の特定がされていないという主張から本件審査請求を行ったものである。

- 2 本件処分の当否について

実施機関は、開示請求に関する文書として該当する33件の文書を特定し、すべて開示している。また、職員が個人的に作成・保有していたメモ等の記録は、本件開示請求時点では破棄しているため保有していないという実施機関の主張について、不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月 2日	諮問の受理（諮問第500号）
②	令和 3年 9月16日	審議
③	令和 3年10月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)